

令和7年10月15日 行政経営改革推進本部会議

開催日時 令和7年10月15日(水) 午前10時45分から午前11時05分まで

開催場所 庁議室

出席者 辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長

議事概要 下記のとおり

1 重要報告事項

1 使用料・手数料等の見直しについて

【資料1、2-1~3、3】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・「第2期草津市行政経営改革プラン」に基づき、物価や所要経費の変動等に対応した受益と負担の適正化を図るため、使用料等の全庁的な見直しを行おうとするもの。
- ・11月12日開催予定の全員協議会において、【資料1】の見直しの方針や概要、【資料2-1~3】の見直し結果の一覧により、議会に説明を行う。見直し対象としたのは、計129項目。
- ・全庁的な見直しについては、3~5年ごとの定期的な見直しをルール化しており、次回は、令和10年度以降に行う。
- ・【資料3】は、全員協議会の出席者一覧であり、今回見直し対象とした項目を所管する各部長級としている。
- ・例規改正等の各種手続き終了後、令和8年1月以降、広報紙や市ホームページでの周知のほか、各施設や窓口での十分な周知と丁寧な説明を行う予定。

【主な質疑・意見】

- ・今後のスケジュールや手続きは改めて周知がされるのか。
⇒都度、庁内に通知を行っていく。
- ・激変緩和を適用する項目については、次回の見直しにおいても引上げとなるということか。
⇒過去3年間の経費を改めて算出したうえで、経費が減少していなければ次回も引上げとなる。
- ・資料2-3における激変緩和の説明について、表現を分かりやすく見直してはどうか。
⇒表現について検討する。

2 その他

- ・特になし。

概要作成担当 草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話 077-561-6544
メール keiei@city.kusatsu.lg.jp